



西野正人

ハッキリ言います！ 市政にひとこと！

連絡先/〒191-0011 日野市日野本町6-9-1 TEL 042-582-4381/FAX 042-582-2866
HP: <http://www.nishino1.com/> E-mail: nishino@eco.ocn.ne.jp



新可燃ごみ処理施設に可燃ごみ搬入開始！



右が新可燃ごみ処理施設、左側がプラスチック類資源化施設



左側は石田大橋橋脚、右側は北川原公園、多摩川側から撮影

日野市の第二次ごみ改革の一環として、老朽化が進む現在の可燃ごみ焼却炉の代替施設として新たな可燃ごみ処理施設を建設し、日野市・国分寺市・小金井市の三市による広域行政で活用すべく準備を進めてきました。そして、いよいよ令和元年12月19日から新可燃ごみ処理施設へ日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみの搬入を開始しました。これから新可燃ごみ処理施設の性能テストを行い、様々な状況を確認していきます。本格稼働は本年4月からを予定しています。

■ 新たな搬入路も運用開始

これに伴い、他市からのごみ搬入によって収集車が増加するため、地域の皆様へ配慮し新たな搬入路を設定しました。これまで浅川沿いの道路を収集車がごみを運搬していましたが、これからは多摩川沿いを通行します。このため日野バイパスから直接多摩川沿いへ抜けるルートを開くため新たに一部の道路を市道に認定しました。また、もう一つのごみ改革の柱として、更なるごみの減量やプラスチック類の資源化のため進めてきた、日野市単独のプラスチック類資源化施設も完成し、本年4月に本格稼働を開始する予定です。(当分の間搬入は浅川ルート使用)

■ 自治体の財政状況の厳しさが増すなか、広域行政で負担軽減！

クリーンセンターの可燃ごみ焼却炉の建替え問題が浮上した折り、前任の馬場弘融市長が3市による広域行政を提案しました。広域行政の手法はすでに多くの地方自治体で導入されている効率的な手法です。日野市にとっても財政負担を大きく減らすことができるため、近年急激に増加する社会保障費に頭を抱える日野市を含めた地方自治体にとっては、多様な市民サービスを確保するためには必須の施策といえます。この案は、現在の大坪市長が受け継ぎ、現在に至ります。私は6年前の市議会議員選挙で広域行政の支持を公約として表明いたしました。クリーンセンター周辺の地域の皆様からは厳しいご意見も頂きましたが、いまでも広域行政の導入が最善の選択だと思っています。

東京五輪の日野市での聖火リレーコース決定

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が令和2年7月11日に日野市で行う東京オリンピック聖火リレーのコースを発表しました。12時に市民の森ふれあいホール駐車場を出発し、右図のコースをたどり、13時に日野自動車(株)到着となります。この区間を24の区間に分け、聖火ランナーが聖火を受け継ぎリレーを行います。東京都実行委員会の公募からは4名、日野市民から4名、スポンサー企業関連から20名が走り、日野自動車(株)の敷地内ではサポートランナーとして小学生19名が走る予定です。

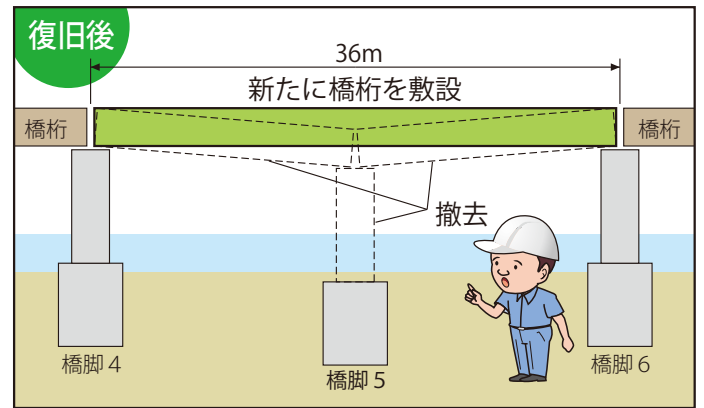
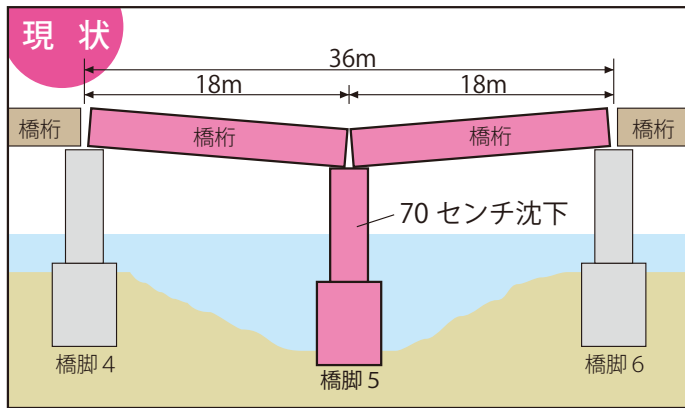




台風 19 号被災 — 日野橋の復旧！

■ 今年の梅雨前までに通行再開の予定

昨年の台風 19 号の豪雨によって日野橋の橋脚が沈下し橋桁が約 70 センチ陥没し、現在通行不能となっています。すでに通勤ラッシュ時には立日橋・石田大橋にて渋滞が発生しており、市民生活に少なからず影響が出ています。そこで、今年の梅雨前までの復旧を目指した計画が決定しました。沈下した橋脚は立川市側から 5 番目の橋脚ですが、現在も多摩川の河道の中にあります。まず現在の河道の流れを変え水没している沈下した橋脚の周囲の水を取り除きます。すでにこの工事は昨年の 11 月下旬から始まりました。そして、沈下した橋脚と橋桁を撤去します。橋桁の長さは 18メートルですが、4 番目と 6 番目の橋脚を直接またぐ 36 メートルの橋桁をかけて復旧する予定です。



12 月議会にて決定した主な内容を紹介

令和元年 12 月議会にて審議され、議決されたなかで主なものを紹介します。

■ 市営住宅の入居規定に連帯保証人の署名が不要に！

これまで市営住宅の入居には、連帯保証人の署名が必要でした。しかし、近年の入居希望者は独居の高齢者が多く、連帯保証人を確保するのが困難な方が多いのが現状でした。そこで、今回の議会で連帯保証人の条件を無くしました。

■ 浅川以南の大字新井・大字石田を町名変更！

浅川以南の新井地域には飛地の石田も入り組み、複雑で分かりづらいものでした。そこで、大字新井と大字石田の町名変更に関して住民の皆様と懇談会を開きご意見を伺ってまいりました。

その後、住民の皆様の合意を頂き、町名を右図の通り「新井一丁目」・「新井二丁目」・「新井三丁目」と新たな町名とし、今回変更しない「大字新井」は、そのままとし今後変更する予定です。この改正は、令和 2 年 11 月 21 日から施行されます。

